

小田原市エリアエネルギー・マネジメント事業取扱要領

令和6年9月30日 ゼ第751号 制定

令和6年10月21日 ゼ第751-(1)号 改正

令和7年5月29日 ゼ第257号 改正

令和7年12月25日 ゼ第257-(1)号 改正

(趣旨)

第1条 小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（令和5年8月7日制定）別表及び小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱（令和4年10月1日制定）別表に規定する「市長が指定するエリアエネルギー・マネジメント事業者」及び「別に市長が定める売電条件」は、本要領に定めるところによる。

(エリアエネルギー・マネジメント事業者の指定)

第2条 市長が指定するエリアエネルギー・マネジメント事業者（以下「AEM事業者」という。）は、2030年度（令和12年度）までの間、東京電力ホールディングス株式会社とする。

(AEM事業者への売電)

第3条 発電者による余剰電力のAEM事業者への売却は、小田原市地産再エネ事業者登録要綱（令和6年9月30日制定。以下「登録要綱」という。）に定める地産再エネ集約事業者（以下「地産再エネ集約事業者」という。）に売電することを持って達成するものとする。ただし、PV又はPCSの容量の少ない方（以下「発電出力」という。）が単独250kW以上の場合であって、登録要綱に定める簡易運営期（以下「簡易運営期」という。）であるときは地産再エネ供給事業者に、登録要綱に定める本格運営期（以下「本格運営期」という。）であるときはAEM事業者に、それぞれ直接売電することができるとしている。

(発電者の責務)

第4条 発電者は次に定める責務を負う。

- (1) 発電出力が単独50kW以上の発電設備の場合、次号の実施にあたり、地産再エネ集約事業者又はAEM事業者に事前に相談の上、発電設備の発電量及び施設の電力使用量をそれぞれ1分（5分でも可）間隔で計測する機器並びに計測したデータをリアルタイムに外部へ送信する機器を設置すること。

- (2) 本格運営期にあっては、売電先となる地産再エネ集約事業者又はAEM事業者に計測データをリアルタイムに送信すること。ただし、本要領制定日以前に設置済みの発電設備（発注済又は補助金交付申請済の発電設備を含む。）にあっては、この限りではない。
- (3) 公共施設に設置される発電設備においては、発電出力に関わらず、原則、前2号と同様の扱いとする。
- (4) 再エネ大量導入下において能動的に地産地消に取り組むことが電力系統に与える正の影響を東京電力パワーグリッド株式会社が評価するため、同社に対する発電データの提供に協力すること。
- (5) 前条の規定により発電者が地産再エネ供給事業者又はAEM事業者に直接売電する場合は、発電者の責務として、次条の規定を準用する。

（地産再エネ集約事業者の責務）

第5条 地産再エネ集約事業者は次に定める責務を負う。

- (1) 簡易運営期にあっては、地産再エネ供給事業者と電力受給契約を締結することとし、当該地産再エネ供給事業者の選定及び価格・期間についてはAEM事業者の意向を反映すること。
- (2) 本格運営期にあっては、AEM事業者と、同事業者が決定する価格・期間の電力受給契約を締結すること。
- (3) 発電所のバランスシンググループの帰属については、AEM事業者の指示に従うこと。
- (4) 発電出力が単独50kW以上の発電設備又は公共施設に設置される発電設備の場合、需給調整を目的に、AEM事業者が必要とする調整力（蓄電池等）が整った段階で、自らが運用するデータサーバをAEM事業者が構築するシステムとAPI連携させるなどして、発電者が計測する1分又は5分間隔の発電設備の発電量データ及び施設の電力使用量データをAEM事業者にリアルタイムに送信すること。
- (5) 前号に定めるデータ送信を行うため、AEM事業者と秘密保持契約を締結すること。ただし、自らデータ送信できない場合、別途AEM事業者と協議すること。
- (6) 業務用蓄電池を併設する場合、別途AEM事業者と協議すること。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、AEM事業者への売電に関し必要な事項は、ゼ

ロカーボン推進課長が定める。